

熊野町介護予防・生活支援員養成講座
修了証授与式

町では、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスAの事業所で、ごみ出し、調理、掃除、買い物といった生活支援サービスを提供する担い手を養成するため、熊野町介護予防・生活支援員養成講座を開催しています。令和4年度は6人が全課程を修了されました。



▲講座を修了された皆さん

☎高齢者支援課
☎820-5605

毎年4月2日は世界自閉症啓発デー
4月2日～8日は発達障害啓発週間です

発達障害とは、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の発達に関する障害です。

発達障害の人たちが個々の能力を伸ばし、社会の中で自立していくためには、子どものうちからの「気づき」と「適切なサポート」、そして、発達障害に対する私たち一人一人の理解が必要です。

▷図書館で特設コーナーを設置します
発達障害に関する本を集めたコーナーを設けています。
☎4月28日(金)まで
☎社会福祉課☎820-5635

福祉タクシー乗車券の交付

重度障害者(児)の社会活動を支援するため、令和5年度分の福祉タクシー乗車券(500円、30枚つづり)を3月24日(金)から交付します。

- ☎次の①～③の所有者
- ①身体障害者手帳(1級、2級)
 - ②療育手帳(㊤、A)
 - ③精神障害者保健福祉手帳(1級)

☎身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

▷注意事項
令和4年度分の乗車券(橙色)は、4月1日以降は使用できないため社会福祉課に返還してください。

☎社会福祉課☎820-5635

国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ満額の年金を受け取ることができません。

納付済期間が40年に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、年金を満額に近づけることができます。

また、老齢基礎年金を受け取るためには、原則として10年以上の納付済期間・免除期間などが必要となりますが、この要件を満たしていない場合は70歳になるまで任意加入することができます。

☎税務住民課保険年金グループ☎820-5604
☎広島南年金事務所☎253-7710

成年後見制度をご存じですか？

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議を行う必要があっても、自分でこれらを行うことが難しい場合があります。

このような判断能力が十分でない人の権利や財産を守り、安心して生活できるように支援を行うのが「成年後見制度」です。

成年後見制度は大きく分けて「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つがあります。

任意後見制度

現在、判断能力のある人が、将来認知症などで判断能力が低下した場合に備えて、「誰に」、「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく制度です。

頼む人(任意後見受任者)と一緒に公証役場へ行き、頼みたい内容について任意後見契約として公証人が「公正証書」を作成します。

将来、この公正証書で定めた内容に基づいて任意後見人は支援を行います。

☎広島公証人合同役場☎247-7277
☎呉公証役場☎0823-21-2938
☎東広島公証役場☎082-422-3733



☎高齢者支援課☎820-5605
☎熊野町地域包括支援センター☎820-5615

法定後見制度

すでに判断能力が十分でない人を保護・支援する制度です。利用するためには、家庭裁判所へ審判の申立てを行います。

本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つがあります。

後見・判断能力が常に欠けている状態の人
保佐・判断能力が著しく不十分な人
補助・判断能力が不十分な人

☎熊野町地域包括支援センター(熊野町おとしより相談センター)☎820-5615
☎広島家庭裁判所☎228-0563

判断能力が不十分で財産管理ができない場合など、お困りの場合には、ぜひお気軽にご相談ください。



障害福祉に関する各種手当

重度の身体、知的または精神障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする人などに対し、次の手当があります。認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。(所得制限などあり)

☎社会福祉課☎820-5635

	障害児福祉手当	特別障害者手当	特別児童扶養手当
対象者	障害があるため、または長期にわたり安静を必要とする病状であるため日常生活で常時介護を必要とする <u>在宅の20歳未満の児童</u>	国民年金法1級程度の重度の障害、または身体障害者手帳1・2級程度の重複障害があり、日常生活において基本的な動作のほとんどに介護が必要な <u>在宅の20歳以上の人</u>	重度の障害の状態にある <u>20歳未満の児童を在宅で監護する父、もしくは母または父母に代わって監護する人</u>
支給月額(令和5年4月から)	15,220円	27,980円	53,700円(1級) 35,760円(2級)
支給月	5、8、11、2月		4、8、11月

G7サミット情報

○G7サミットとは
フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、日本、イタリア、カナダ(議長国)の7か国の首脳などが参加する国際会議です。

「自由」「民主主義」「人権」など、基本的価値を共有するG7首脳が1つのテーブルを囲み、さまざまな地球規模の課題について意見交換を行います。

○広島サミット県民会議とは
G7サミットの円滑な開催を支援するため、広島県、広島市や経済・交通などさまざまな分野の関係団体で構成する官民一体の組織で、町も参加しています。

「開催支援」「おもてなし」「平和の発信」「広島の魅力発信」「ポストサミットを見据えた若者の参画」を基本方針として活動しています。



(政策企画課)